

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
定款4条第(3)号及び44条に基づく  
第三者機関としての独立性、透明性、実効性に関して  
(答 申)

2013年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
諮問委員会

# 答 申 書

2013年3月31日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
代表理事 堀部政男 殿

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
諮問委員会 委員長 園田 寿

2012年9月25日付け諮問にありました以下の諮問事項について、諮問委員会において慎重に検討を行った結果、別記のとおり答申します。

## 記

### 【諮問事項】

平成24年3月31日付の貴委員会からの答申を踏まえ、平成23年10月1日から平成24年9月30日の期間において、

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき組織運営の独立性について、前回答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。
2. EMAの活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について、前回答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。
3. EMAの「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。

### 【平成24年3月31日付答申における改善を求める点】

- 収入構造の多様化の方策を検討されたい。
- 内部組織相互間の関係を定めた明文規定について、明文化の是非を含めて検討されたい。
- 担当組織の整備、行動計画の策定、効果の検証・改善プロセスの整備、予算措置など、広報に係る体制整備のための方策を検討されたい。

以 上

# 別 記

## 目 次

答 申 .....	5
Ⅰ. 前回の答申のフォローアップ .....	5
1. 収入構造の多様化 .....	5
2. 内部組織相互間の関係を定めた明文規定 .....	5
3. 広報に係る体制整備 .....	6
Ⅱ. 本年度諮問事項に対する答申 .....	6
1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者および行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき組織運営の独立性について、前回の答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。 .....	6
(1) スマートフォン向けアプリの審査・運用監視体制の整備過程における独立性について .....	7
(2) 基準策定委員会、審査・運用監視委員会委員の中立性 .....	7
(3) 外部の委員会への EMA 関係者の参加について .....	8
2. EMA の活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について、前回の答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。 .....	8
(1) スマートフォン向けフィルタリングに対応した審査・運用管理についての広報のあり方について .....	8
(2) 啓発・教育活動の重要性とその実施状況について .....	9
(3) 事務局通信のあり方について .....	9
3. EMA の「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料および関係各所における統計資料より検討を願いたい。 .....	10
(1) 統計資料から見た実効性について .....	10
(2) スマートフォン向けフィルタリングに対応した審査・運用管理制度の実効性 .....	11
(3) 新しい動きに対する EMA の対応について .....	12
検討にあたり確認した主な資料等 .....	13
諮 問 .....	14
一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員 .....	15

## 答 申

### I. 前回の答申のフォローアップ

今諮問期間（2011年10月から2012年9月まで）の答申を行うにあたり、まずは前回の答申において「改善を求める点」として指摘した事項に対する対応の検討を行う。

#### 1. 収入構造の多様化

前回の答申においては、まず、「収入構造の多様化の方策を検討されたい。」との指摘を行ったが、この点に対するEMAの対応は、以下のようなものであった。

EMAの収入は主に会員からの会費収入および審査・運用管理体制認定制度（以下、「認定制度」という。）に伴う審査・運用監視費（以下、「審査料」という。）による収入によって成り立っており、その比率は約1対5である。認定制度が、社会の変化、特にスマートフォンの登場によるサイトやサービスの構造の変化に対応しなければ、認定制度の本来の目的が達成できず、社会的ニーズにこたえられないものとなり、ひいては団体の存続が危ぶまれる恐れがある。EMAでは、前年度から引き続き、スマートフォンへの対応を進めており、特に2012年4月18日の基準改定により、スマートフォン上のアプリケーション（以下、「アプリ」という。）を審査の対象とし、同年7月20日よりアプリの審査を開始し、環境の変化に対応した認定制度の実施に努めるとともに、アプリ審査に伴う審査料を新たな収入として加えた。

以上のとおり、アプリ審査に伴う審査料が新たな収入として加わったことにより、上記の指摘については、一定の改善が見られたといえる。今後とも、独立性の確保に留意しつつ、状況の変化に応じて改善の努力を重ねることが期待される。

#### 2. 内部組織相互間の関係を定めた明文規定

次に、前回の答申では、「内部組織相互間の関係を定めた明文規定について、明文化の是非を含めて検討されたい。」との指摘を行ったが、この点に対するEMAの対応は、以下のようなものであった。

理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会は、独立した権限によりそれぞれの業務を推進することにより、認定制度の独立性および実行性を維持している。従って、組織間相互において不透明な干渉を防ぐ意味からも、他の組織において検討を要する課題がある場合には、「検討依頼書」によって議案提出を行い、「検討依頼書」を受け検討された結果を「検討依頼事項決議報告書」により返答することとしていた。本件について答申後、それぞれの組織の代表者間の協議を経て、2012年11月19日付「理事会、基準策定委員会および審査・運用監視委員会間の検討依頼に関する規程」を定め、運用す

ることとした。

以上のとおり、新たな規程の制定によって、上記の指摘については対応がなされたといえることができる。

### 3. 広報に係る体制整備

最後に、前回の答申では、「理事会においては、担当組織の整備、行動計画の策定、効果の検証・改善プロセスの整備、予算措置など、広報に係る体制整備のための方策を検討されたい。」との指摘を行ったが、この点に対する EMA の対応は、以下のようなものであった。

これまで事務局内において広報担当者をおき対応に務めたが、答申を受け、2012年7月2日開催の第37回理事会において、上沼紫野常任理事を広報担当理事として選任し、さらに8月7日開催の第38回理事会において、広報における基本方針が策定された。これに基づき広報が不十分な地域や関係者を分析、整理する「地域分析シート」を作成の上、「スマートフォンにおけるフィルタリングの普及」および「スマートフォン環境での家庭、学校、地域での ICT 啓発教育の推進」を2012年度の重点広報テーマとして、各地で啓発活動を行う団体、ネットアドバイザー等に対して周知に務めるべく活動を開始した。これらの成果について、「地域分析シート」においてその効果を検証し、改善にあてるとともに、次年度の広報計画に反映させるものとしている。

以上のとおり、広報担当理事の選任、広報の基本方針の策定、予算の増額等によって、上記の指摘については対応がなされたといえることができる。

## II. 本年度諮問事項に対する答申

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者および行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき組織運営の独立性について、前回の答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。

### 【所見】

標記諮問事項のうち、前回の答申で指摘した点に対する所見については、Iを参照されたい。

また、標記諮問事項に関しては、「改善を求める点」として指摘した事項のほか、前回の答申において理事や各委員会委員の選任のあり方や、警察庁、インターネット・ホットラ

インセンター、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本レコード協会（RIAJ）からの情報提供のあり方について検討を行ったが、これらについては状況に特段の変化は見られず当委員会の所見も前回の答申と同様である（ただし、前者の委員選任のあり方との関連では、（2）を参照）。

当委員会の今諮問期間の検討においては、スマートフォン向けアプリの審査・運用監視体制の整備過程における独立性、および外部の委員会への EMA 関係者の参加の是非の問題が主な課題となった。

### （1）スマートフォン向けアプリの審査・運用監視体制の整備過程における独立性について

今諮問期間においては、昨年度に引き続き、スマートフォンの急速な普及に伴い、スマートフォンにおけるフィルタリングの仕組みの整備が課題となった。EMA の各組織においてもそれぞれの所掌事務の観点から検討が行われた結果、前回の諮問期間中である 2011 年 9 月には既にスマートフォンから無線 LAN を経由したインターネット利用に対応するために認定基準の改定が行われていたが、今諮問期間に入った 2012 年 4 月には、認定基準の改定により、認定サイトの一部としてアプリを含めることとし、その運用管理体制を、サイトを含め認定できることとなり、同年 7 月には限定運用を開始し、順次拡充していくこととしている（後述 3 参照）。

当委員会では、この間の EMA の独立性について検証を行った。フィルタリングの仕組みの整備は EMA だけで完結するものではなく、事業者（携帯電話事業者、アプリを提供する事業者、フィルタリング事業者等）や関係省庁等との緊密な情報交換や協議が不可欠であり、実際にこのような情報交換・協議が行われたことを確認できるが、そのこと自体は独立性の観点から問題となるものではない。

独立性の評価は、検討経過や決定された審査・運用監視体制の仕組み自体から行うほかに、理事会や各委員会・部会の議事録等によって検討経過や、決定された仕組みをみても、外部からの介入によって審査・運用監視体制が不当な影響を受けたことはうかがえない。かえって、関係者におけるフィルタリングの仕組みの検討が必ずしも迅速に進まない中で、EMA が主体的に検討の促進を図ったことがうかがえる。

以上より、スマートフォン向けアプリの審査・運用監視体制の整備過程における独立性は確保されているものと認められる。

### （2）基準策定委員会、審査・運用監視委員会委員の中立性

前回の答申において、理事や各委員会委員が行政機関の審議会委員等を兼任する事例について、それによって直ちに EMA の独立性が損なわれているとは認められないうえ、専門的な知見を有する者は必ずしも多くないことからやむを得ないが、引き続き広く人材を求める努力が必要である旨の指摘を行ったところである。

この点に関連して、今諮問期間における当委員会での検討においては、特に基準策定委

員会や審査・運用監視委員会の委員が認定事業者の顧問弁護士を務めている事例があることがとりあげられた。こうした事例への対応として、EMA 定款 35 条、40 条に定める委員の欠格事由（「サイト運営事業に関し利害関係を有しない」こと）には該当せず、委員に就任すること自体に問題はないものの、具体的議案に関して当該委員が当該議案の審議および決議に参加することは判断の中立性に影響を及ぼすおそれがあるとして、2012 年 6 月、上記各委員会の運営規則に、このような場合に審議・議決に参加しないこととする旨の改正が加えられた（各委員会運営規則 5 条）。

当委員会としては、上記各委員会の委員の中立性は EMA の独立性やそれに対する社会の評価の観点から重要であることに留意が必要であり、引き続き広く人材を求める努力を続けるとともに、上記運営規則の規定は厳格に運用されるべきであると考えている。

### （3）外部の委員会への EMA 関係者の参加について

現在、EMA 事務局長は、EMA を代表し、あるいは個人の資格で、EMA の活動と関連する問題を検討対象とする国、地方公共団体等の会議や委員会に参加しており、その数は 15 以上に上る。外部の委員会への参加は、情報交換や EMA の活動の周知といった観点から望ましい効果を有するが、独立性やそれに対する社会の評価の観点からの懸念もないわけではない。したがって、外部委員会への参加は、実質的に利益相反や独立性の観点からの問題はないかどうか、独立性に対する社会の評価を損なう恐れはないかといった点からの十分な吟味を経た上で決定されるべきである。

この点、現在 EMA 事務局長が参加している外部委員会については、これらの問題やおそれは認められず、また、参加に当たっては、代表理事等との十分な協議がなされているということであり、特段の問題はないと考えられる。

2. EMA の活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について、前回の答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。

#### 【所見】

標記諮問事項のうち、前回の答申にて指摘した点に対する所見については、I を参照されたい。

当委員会の今諮問期間の検討においては、スマートフォン向けフィルタリングに対応した審査・運用管理についての広報のあり方、啓発・教育活動の重要性およびその実施状況、事務局通信のあり方といった点がとりあげられた。

#### （1）スマートフォン向けフィルタリングに対応した審査・運用管理についての広報のあり方について

この点については、当委員会の前回の答申における指摘を受けて策定された 2012 年度重

点広報テーマ、重点広報指針、広報アクションプランに盛り込まれ、特に、広報アクションプランにおいては、この点を中心にセミナー開催・参加、パンフレット送付、個別訪問等による情報提供の実施を行うこととされている。

他方、今諮問期間中の広報活動の実績としては、主なものだけで61件の講演や情報交換等を確認することができる。これは、前諮問期間においては同様の実績は52件であったのと比較して9件の増加であり、広報活動に充てられるEMAの人的リソースからすれば、相当の積極的な対応であると評価することができる。また、広報・啓発に関する予算も増額されている。

実際、各地で青少年問題に携わる自治体や各種団体の関係者におけるEMAに対する認知のあり方や報道機関からの取材内容がこのところ肯定的なものに変化しているということである。

前回答申で指摘したとおり、それまでのEMAの広報は必ずしも計画的、戦略的なものではなかったが、上記のようにその成果はあがってきているということができる。今後は、広報効果を理事会等で十分に把握した上で、不断にその広報活動のあり方を検証し、さらに効果的な広報活動が展開されることが期待される。

## (2) 啓発・教育活動の重要性とその実施状況について

今諮問期間中、2012年7月21日には大阪で、同年9月8日には東京で第1回高校生熟議2012が開催され、「スマートフォン時代の情報モラルと利活用」をテーマとして、ファシリテーターの援助のもと、参加者である高校生がスマートフォンの利用法について議論を行い、発表を行った。

この高校生熟議は、熟議を通して段階的に「考え、まとめる、話す、見せる、伝える」等の技術を修練すること、および、高校生として情報モラルについて自ら深く考え実践することで、将来のより良いインターネット利用環境の構築の一助とすることという2つの目的を有する、EMAが主体的に実施している啓発行事のうちでもっとも重要なものの1つである。

参加者（高校生、教職員、ボランティア、協力企業社員）に対するアンケート結果によれば、回答者の約9割が「とても満足」または「まあ満足」と述べており、非常に高い評価を受けているということができる。

一方的な情報伝達ではなく、青少年が自ら考える機会を設けることは啓発・教育活動として有効かつ重要であり、今後もこの種の活動を積極的に推進していくことが期待される。他方で、この種のイベントに参加する高校生はすでに一定の高い問題意識を有している者が多いと推測されるため、それ以外の層に向けた啓発・教育活動についても引き続き充実を図ることが期待される。

## (3) 事務局通信のあり方について

事務局通信は登録された配信先に電子メールによって配信されているものであるが、諮

問期間中には 66 本配信され、制度変更や認定発表、関連行事の開催案内、コラムといった多彩な情報が提供されている。

この事務局通信について、きめ細かな情報提供を行うために、配信先の属性をより詳細に区分して配信内容を変えるべきではないかという意見が出された。この点について当委員会で検討したところ、現在でも配信先の属性を 3 種類に区分して配信内容を区別していること、配信先の総数を考慮するとこれ以上の細分化には効果が期待できないことから、当面は見直しの必要性があるとまでは言えないとの判断に至った。

3. EMA の「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料および関係各所における統計資料より検討を願いたい。

#### 【所見】

当委員会の今諮問期間の検討においては、統計資料から見た実効性、スマートフォン向けフィルタリングに対応した審査・運用管理体制の実効性、新しい動きに対する EMA の対応のあり方といった点が主な課題となった。

##### (1) 統計資料から見た実効性について

警察庁の発表（「平成 24 年中の出会い系サイト等に起因する事犯の原状と対策について」〔2013 年 2 月 28 日〕）によれば、今諮問期間の諮問期間と概ね重なる 2012 年中に、コミュニティサイトに起因して児童が犯罪被害に遭った事犯の検挙件数は前年比 7.7%減、被害児童数は 0.8%減であり、2011 年以降減少傾向にある。もっとも、2012 年下半年期においては再び増加傾向にあるが、これはフィルタリングの機能していないスマートフォンの利用者が増加したことによるものと考えられる。

また、2012 年上半年期については警察庁より詳細な分析が公表されているが（「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について〔平成 24 年上半年期〕」〔2012 年 11 月 5 日〕）、被害児童の 93.8%がフィルタリングを利用しておらず、他方、フィルタリングを利用した上で EMA 認定サイトを利用した児童が被害にあうケースはごくわずかであるということであった。

昨年度の答申でも述べたように、当委員会としては、コミュニティサイトに起因する児童の犯罪被害の統計は社会的にインパクトがあるが、①前述のとおり、EMA はサイトの運用管理体制を審査することを任務とし、被害統計すなわち結果そのものに直接責任を負う立場にないこと、②改善措置と統計との間にはタイムラグがあることから、結果の重要性は踏まえつつも、主として、成果をあげるためにどのような取り組みをすべきか、という視点から評価すべきではないか、という基本認識を有しているが、上述のような統計の観点からは、EMA のコミュニティサイト運用管理体制認定制度の実効性は高いと評価することができる。

他方で、フィルタリングを利用していない児童も依然、相当割合で存在しており、その観点からは、実効性が十分ではないという見方も可能である。特に、(2)で述べるように、スマートフォンの普及に伴ってフィルタリングの利用率が下がることが懸念される場所であり、また、上述のとおり現に2012年下半期においてはスマートフォンの普及が原因と考えられる被害の増加傾向が見られる。したがって、フィルタリング普及のための一層の努力が求められる。

## (2) スマートフォン向けフィルタリングに対応した審査・運用管理制度の実効性

携帯電話事業者による従来のフィーチャーフォン向けフィルタリングは、①携帯電話事業者の回線にあるサーバーにおいて、②アクセス先のURLがフィルタリング対象であるか否かを確認することによって行われている。しかし、スマートフォンからのインターネットへのアクセスについては、①無線LAN経由の場合には、携帯電話事業者の回線を利用しないため、この段階で行われるフィルタリングが機能しない。また、②携帯電話事業者の回線を利用する場合であっても、アプリからのアクセスにおいては、アクセス先URLが不明であることから、やはりフィルタリングが機能しない。

この2点に加え、スマートフォンからは、携帯電話やスマートフォン用サイトだけでなく、PC向けのサイトにもアクセスが容易であるが、従来のEMA認定の制度は、携帯電話用サイトのみを対象としており、認定範囲の拡大が必要であった。

スマートフォン向けフィルタリングに関しては、以上のような3つの主要な問題があり、対応が必要となっていたところ、今諮問期間中までに、EMAの対応は以下のとおり、相当程度進展したといえることができる。

まず、便宜上、最後に述べた認定範囲の拡大については、昨年度の2011年9月には認定範囲を変更する認定基準の改定が行われ、認定範囲内では利用端末の種類を問わず、認定基準を充たすサイト運営がなされるようにするため、改定後の認定範囲はドメイン又はサブドメインによって定義されることとなった。

次に、無線LAN経由の場合に携帯電話事業者のサーバーによるフィルタリングが機能しない点については、上述の基準改定により、EMA認定が反映されたフィルタリング機能をもったブラウザをインストールすれば、従来のフィーチャーフォンと同様の実効性をもつフィルタリングが行うことができるようになった。

さらに、アプリ経由のインターネットへのアクセスにおけるフィルタリングについては、今諮問期間に入った2012年4月に認定基準が改定され、認定サイトの一部としてアプリを含め、その運用管理体制を認定できることとなり、同年7月には限定運用を開始し、順次拡充していくこととしている。これによって、EMAのアプリの認定を反映したアプリ起動制限ソフトをインストールすれば、従来のフィーチャーフォンと同様の実効性をもつフィルタリングが行えるようになることが想定される。

以上のとおり、今諮問期間においてはアプリの運用管理体制は完成途上であり、その意味では実効性は未だ不十分であるが、体制整備は着実に進展しており、来年度には十分な

実効性が確保されることが期待される。

もっとも、上述のとおり、スマートフォンにおいてフィルタリングを実施するためには、フィルタリング機能付きのブラウザおよびアプリ起動制限ソフト（実際には両者は1つのソフトに統合されて提供されることが想定される。）をインストールして設定を行う必要があるが、青少年インターネット利用環境整備法によれば、スマートフォン販売時にフィルタリングソフトをプリインストールすることは義務づけられておらず（同法 19 条参照）、また実際にも OS によっては携帯電話事業者の判断でこうしたプリインストールができない仕様となっている場合もあるなどの事情があるため、スマートフォンにおいては十分にフィルタリングが普及しないことが懸念される。

これらの事情は EMA にとっては外在的な要因であるものの、EMA 認定制度の根幹に関わる問題であることも確かであり、関係者への働きかけなどにより、スマートフォンにおいても十分にフィルタリングが普及するような努力が求められる。

### （3）新しい動きに対する EMA の対応について

今諮問期間においては、（2）で述べたスマートフォン関係の対応が重要であったが、その他にも新しい状況が生じてきており、当委員会では、こうした変化に対する迅速な対応ができていくかという点も議論された。

特に、いわゆる音声通話アプリについては、今諮問期間中、爆発的に利用者が増加し、それに伴ってこうしたアプリを利用した青少年が福祉犯の被害者となる事態も発生しているため、EMA においても対応が急務となっていたはずである。しかし、議事録を見る限り、今諮問期間中に、理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会においてこの問題がとりあげられた形跡はない。

確かに、今諮問期間においては、スマートフォンのフィルタリングの仕組み自体が整備途上であった上、この種のアプリはメッセージ交換機能に加えて音声通話の機能があり、後者については通信の秘密の関係から事業者による監視ができないという問題があるため、即時の対応は困難であったことはやむを得ない面があった。ただし、理事会や各委員会レベルでの問題の認識自体が後手に回ったことも否定できず、今後、新しい動きに対してより一層の注意を払うことが望まれる。

以 上

## 検討にあたり確認した主な資料等

- ・ 諮問書
- ・ EMA 定款、各委員会運営規則
- ・ 同「2011 年度決算報告」「2012 年度上半期決算報告書」
- ・ 同理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会、新技術対応検討部会各議事録
- ・ 同「コミュニティサイト運用管理体制認定基準」
- ・ 同「コミュニティサイト運用管理体制認定基準概説書」
- ・ 同「審査・運用監視細則」
- ・ 同「EMA の広報戦略について」「EMA 広報 2012 年行動計画」ほか関係資料
- ・ 同「新しいインターネット機器への対応課題『スマートフォン時代の有害情報対策』」
- ・ 同ほか「第 1 回高校生熟議 2012in 大阪開催報告書」「第 1 回 高校生熟議 2012 in 大阪 アンケート結果」ほか関係資料
- ・ 同プレスリリース
- ・ 警察庁「コミュニティサイトに起因する児童被害の事犯に係る調査結果について（平成 23 年下半期）」ほか広報資料
- ・ 事務局ヒアリング
- ・ 審査・運用監視室ヒアリング

以上

(資 料)

## 諮 問

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
諮問委員会 委員長 園田 寿 殿

当機構の定款4条第(3)号及び44条に基づき当機構の活動に関し、下記事項について諮問します。

平成24年9月25日

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構  
代表理事 堀部 政男

### 記

平成24年3月31日付の貴委員会からの答申を踏まえ、平成23年10月1日から平成24年9月30日の期間において、

1. 理事会、基準策定委員会、審査・運用監視委員会が、会員を含む事業者及び行政等の干渉を受けず、各組織の権限と責任に基づいて活動を行っているかにつき組織運営の独立性について、前回答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。
2. EMAの活動について、広くかつ正しく社会的認知を受けるために適切な情報公開を行っているかに関する透明性への取組について、前回答申にて「改善を求める点」としてご指摘いただいた事項を含め検討願いたい。
3. EMAの「運用管理体制認定制度」における実効性について、特にスマートフォン等新しい通信機器への対応を含め、関係資料及び関係各所における統計資料より検討を願いたい。

#### 【平成24年3月31日付答申における改善を求める点】

- 収入構造の多様化の方策を検討されたい。
- 内部組織相互間の関係を定めた明文規定について、明文化の是非を含めて検討されたい。
- 担当組織の整備、行動計画の策定、効果の検証・改善プロセスの整備、予算措置など、広報に係る体制整備のための方策を検討されたい。

以上

一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構 諮問委員会 委員

(敬称略 2013年3月31日現在)

委員長	甲南大学法科大学院 教授	園田 寿
委員長代行	上智大学 教授	音 好宏
委員	公益社団法人全国消費生活相談員協会 IT 研究会代表・消費者団体訴訟室長	石田 幸枝
委員	安心ネットづくり促進協議会 副会長 社団法人日本 PTA 全国協議会 元会長	曾我 邦彦
委員	京都大学大学院 准教授	曾我部 真裕